

|                  |
|------------------|
| 公 表 日            |
| 令和 4 年 4 月 2 8 日 |

## 随意契約結果及び契約の内容

|                              |  |
|------------------------------|--|
| 業務の名称                        | 令和4年度 菊池川水系危機管理検討業務  |
| 業務概要                         | 別紙のとおり   |
| 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 分任支出負担行為担当官<br>九州地方整備局 菊池川河川事務所長<br>小田 禎彦<br>熊本県山鹿市大字山鹿178   |
| 契約年月日                        | 令和 4 年 4 月 2 8 日   |
| 契約業者名                        | (株) 東京建設コンサルタント 九州支社   |
| 契約業者の住所                      | 福岡県福岡市博多区博多駅南2-12-3  |
| 契約金額                         | 13,992,000円(税込み)   |
| 予定価格                         | 13,992,000円(税込み)   |
| 随意契約によることとした理由               | 別紙のとおり   |
| 業務場所                         | 熊本県山鹿市山鹿178  |
| 業種区分                         | 土木関係建設コンサルタント業務  |
| 履行期間(自)                      | 令和 4 年 4 月 2 9 日   |
| 履行期間(至)                      | 令和 4 年 1 2 月 2 3 日   |
| 備考                           | 入札情報サービス(PPI)<br>( <a href="https://www.i-ppi.jp/Search/Web/Gyomu/Keika/Search.aspx">https://www.i-ppi.jp/Search/Web/Gyomu/Keika/Search.aspx</a> )<br>にアクセスし、発注機関及び業務名を入力して検索することにより、契約過程に関する情報を閲覧可能である。 |

## 契約理由書

1. 業務件名 令和4年度 菊池川水系危機管理検討業務
2. 履行場所 菊池川水系
3. 契約の相手方 住所：福岡市博多区博多駅南2-12-3  
会社名：株式会社 東京建設コンサルタント 九州支社  
電話：(092) 432-8000
4. 契約適用法令：会計法第29条の3第4項及び  
予算決算及び会計令第102条の4第三号

### 5. 当該業務の目的・内容及び契約に付する理由

#### 1) 当該業務の目的

本業務は、菊池川水系における「熊本県北地域 災害に強い地域づくり協議会」の取組方針に基づき、危機管理検討を行うとともに同協議会の企画検討及び運営補助を行うものである。また、併せて洪水予測システムの検証や水防上注意を要する重要水防箇所・危険箇所の検討等を行う業務である。

#### 2) 業務の内容

計画準備1式、資料収集整理1式、危機管理検討1式、協議会企画検討及び運営補助1式、洪水予測システム検証・検討1式、重要水防箇所、危険箇所検討1式、報告書作成1式

#### 3) 契約に付する理由

本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、提案のあった内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定するプロポーザル方式である。

参加可能業者が最低34者あることを確認の上、技術提案書の提出を公募したところ、申請期間内に電子入札システムを通じ業務説明書を22者が入手（ダウンロード）し、1者から参加表明書が提出され、1者が参加資格を有していた。

参加資格を有する1者を技術提案書の提出者として選定し、技術提案書が提出された。

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領及びプロポーザル方式による建設コンサルタント等の特定手続きにより技術提案書を審査した結果、契約の相手方は、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の資格及び実績等、配置予定技術者の成績及び表彰、実施方針及び特定テーマに係る技術力を備えていると判断される。特に「実施方針・実施フロー、工程表、その他」の業務理解度が優れており、また、特定テーマの「熊本県北地域の特性を踏まえ大規模災害発生を想定し関係機関と連携しソフト・ハードの取組を行う上での留意点」に対する技術提案の的確性、実現性について、総合的に優れた提案が行われていたものである。

よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第三号により、上記契約相手方と契約を締結するものである。

(契約理由書作成者)

菊池川河川事務所 調査課長